

我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている市内の農業者の経営負担を軽減し、営農の継続及び地域農業の安定的な維持を図るため、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる者は、令和 8 年 1 月 1 日において市内に住所を有する農業者又は市内に事業所を有する農業法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和 7 年における農産物の販売額が 50 万円以上であること。

(2) 令和 7 年から第 4 条の規定による申請をする日までの間、継続して営農していること。

2 支援金の交付は、同一の農業者又は農業法人につき 1 回限りとする。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、次の各号に掲げる経費に係る令和 7 年分の確定申告の額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第 1 号から第 3 号までの経費については、それぞれ 10 万円を限度とする。

(1) 肥料費 100 分の 28

(2) 動力光熱費 100 分の 34

(3) 諸材料費 100 分の 20

(4) 飼料費 100 分の 37

(交付の申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者は、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 9 年 1 月 31 日までに市長に申請しなければならない。

(1) 令和 7 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）又は令和 7 年分収

支内訳書（農業所得用）の写し

（２） その他市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第５条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（請求）

第６条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、交付の決定を受けた日から30日以内に我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付請求書（様式第３号）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第７条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 偽りその他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

（２） その他市長が支援金を交付することが不適当と認めたとき。

２ 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、我孫子市農業者向け物価高騰対策緊急支援金交付決定取消通知書（様式第４号）により、交付決定者に通知するものとする。

３ 市長は、第１項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備等）

第８条 交付決定者は、支援金の申請の証拠となる帳簿及び関係書類（次項において「帳簿等」という。）を整備し、令和14年３月31日まで保存しなければならない。

２ 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、帳簿等の提出を

求め、又は調査することができる。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 5 条の規定により交付の決定を受けた者に係る第 7 条に規定する交付の決定の取消し等及び第 8 条に規定する関係書類の整備等については、同日後もなおその効力を有する。